	とする	とし、同条第六項の規定は、適用しない
医療法施行令第四条の五	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十二条の項	設置者	その設置者
	所管大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項	設置者	の設置者
	所管大臣	を設置する独立行政法人地域医療機能推進機構
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十五条第一項の項、第十五条第二項の項、第十七条の項及び第十九条の項	設置者	その設置者
	所管大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
不動産登記令第七条第二項	命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員	独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人地域医療機能推進機構の役員又は職員

第十九条　政令以外の命令であって厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第二条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」の下に「、独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百一号を次のように改める。

百一　独立行政法人地域医療機能推進機構（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を含む。）

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十四　独立行政法人地域医療機能推進機構

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加え、「、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第五条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立高等専門学校機構」の下に「、独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第六条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第七条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十三　独立行政法人地域医療機能推進機構

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第八条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」の下に「、独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第九条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　独立行政法人地域医療機能推進機構

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。

第十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。